



平成 27 年 8 月 6 日  
運 輸 審 議 会

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指  
定（大阪市域交通圏）事案に関する公聴会の開催決定について

平成 27 年 7 月 2 日付けで、国土交通大臣から運輸審議会に諮問された一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定事案（大阪市域交通圏を平成 27 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの間指定すること）について、公聴会の申請があったことから、当審議会は下記のとおり公聴会開催を決定したのでお知らせします。**別紙**

記

1. 開催日時 平成 27 年 9 月 11 日（金）午後 1 時から
2. 開催場所 大阪府大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番 7 6 号  
大阪合同庁舎第 4 号館 近畿運輸局海技試験室
3. 一般公述人の人数及び  
1 人の公述時間 10 人以内、1 人 15 分以内
4. 傍聴人の人数 50 人以内

以上

[お問合せ先]

運輸審議会審理室 林、木村、近藤

（代表）03-5253-8111（内線 53515）、（直通）03-5253-8810

（F A X）03-5253-1676

[特定地域の指定の概要に関する連絡先]

自動車局旅客課 古曳、佐々木

（代表）03-5253-8111（内線 41242）、（直通）03-5253-8569

（F A X）03-5253-1636

公聴会開催に関する公示の概要  
(平成27年8月6日 運輸審議会公示第8号)

1. 事案の件名

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（大阪市域交通圏）について  
(事案番号：平27第5015号)

2. 日時

平成27年9月11日（金）午後1時から

3. 場所

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館近畿運輸局海技試験室

4. 主宰者

運輸審議会

5. 公述の申出

- (1) 公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ3部を平成27年8月20日（木）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 郵便番号100-8918）あてお送りください。
- (2) 公述申込書には、事案番号、事案の種類、指定する地域、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年齢（法人・団体等の場合にあつては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあつては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成27年9月4日（金）午前10時から運輸審議会及び近畿運輸局大阪運輸支局輸送部門の掲示板に掲示します。

6. 傍聴の申込

- (1) 傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年齢及び「一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（大阪市域交通圏）事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、平成27年8月20日（木）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 郵便番号100-8918）あてお申込みください（ただし、1人1通に限ります。）。
- (2) 傍聴人の人数は50人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。
- (3) 傍聴券は、平成27年9月4日（金）に発送します。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、公述申込書及び公述書等に係る文書を、平成27年8月21日（金）から平成27年9月10日（木）までの間、それぞれ土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後5時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

## 記

- (1) 運輸審議会審理室 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 合同庁舎第2号館
- (2) 近畿運輸局大阪運輸支局輸送部門 大阪府寝屋川市高宮栄町12番1号

### 8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

### 9. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室議事係（03-5253-8810）にお問い合わせください。